

株 主 各 位

和歌山県和歌山市有本661番地
太 洋 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 細 江 美 則

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年3月14日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年3月15日（木曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第46期（平成17年12月21日から平成18年12月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（平成17年12月21日から平成18年12月20日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第6号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎ 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.taiyo-xelcom.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成17年12月21日から
平成18年12月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、世界的な原油価格高騰に伴う原材料価格上昇等の影響があり、輸出減速やIT分野での調整等により成長が鈍化してはいるものの、企業収益の改善等を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善もあり、景気は全体的に緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループが属するプリント基板業界においては、第3世代携帯電話が初期需要の一巡によって踊り場に直面してはいるものの、薄型テレビ等のデジタル家電の生産台数の増加や自動車の電装化率の上昇もあり、需要は高水準となりました。一方、収益面は材料価格の上昇等により厳しい経営環境が続きました。

当社グループの主力事業である電子基板等事業においては、上期、ディスプレイメーカーを中心に受注が好調に推移いたしました。下期に入り、その反動や競合により受注が減少いたしました。基板検査機事業においては、薄型テレビ、携帯電話、自動車向け等の電子基板の需要増を背景に、各電子基板メーカーの設備投資が活発化しており、市場ニーズに対応した高性能・高品質の新規開発品の投入等を行ったことから、最終外観検査機を中心に受注が好調に推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループの当連結会計年度の業績については、売上高が6,316百万円(前年同期比5.6%増)となり、前連結会計年度に比べ337百万円の増収となりました。

損益については、売上増に伴う増益はあったものの、材料費や外注加工費の増加等に伴い、営業利益1,017百万円(同4.7%減)、経常利益1,007百万円(同4.7%減)、当期純利益571百万円(同5.9%増)となりました。

事業の種類別セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 45 期 (平成17年12月期)		第 46 期 (平成18年12月期)		前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
電子基板等事業	千円 4,838,358	% 80.9	千円 4,823,922	% 76.4	千円 △14,436	% △0.3
基板検査機事業	744,528	12.5	1,168,891	18.5	424,362	57.0
鏡面研磨機事業	396,743	6.6	323,913	5.1	△72,830	△18.4
合 計	5,979,631	100.0	6,316,727	100.0	337,095	5.6

＜電子基板等事業＞

当社グループのユーザーである最終製品を供給するセットメーカーは、上期、番号ポータビリティ制度導入等による携帯電話の新機種・新製品開発が旺盛であり、ディスプレイメーカー等からの受注は好調に推移いたしました。しかしながら、下期に入り、上期の反動やセットメーカーにフレキシブルプリント配線板（以下、「FPC」という。）の量産品を納入するFPCメーカーの試作営業との競合もあり、受注が減少いたしました。また、FPCメーカーは、市場価格の下落によって生産を海外に移転、もしくは撤退する動きが見受けられたものの、電子機器の小型、多機能化の進展を背景に好調なメーカーもあり、こうした先からの受注は、順調に推移いたしました。このような状況下、新規顧客獲得のために展示会へ積極的に出展し、引き続き重点項目としているトータルサポート営業にも注力することで、FPCとリジッド板をセットにした受注活動、チップ実装・リジッド接合、モジュール化、更には高精細なディスプレイ点灯検査用治具、パンプ治具等の販売強化を行ってまいりました。

この結果、売上高4,823百万円（前年同期比0.3%減）となりました。

<基板検査機事業>

電子基板メーカーは、国内の主要各社をはじめとして韓国、台湾、中国等の各メーカーも相次いで生産拠点を拡大する設備投資を発表する等、高水準の需要に対応するために設備投資を活発化させており、品質向上、歩留まり改善の観点から当社グループの検査項目、機能性を高めた外観検査機の受注が増加いたしました。通電検査機と機能検査機についても各電子基板メーカーの旺盛な設備投資により堅調に推移いたしました。

この結果、売上高1,168百万円（前年同期比57.0%増）となりました。

<鏡面研磨機事業>

当社グループの主力ユーザーであるグラフィア業界においては、デジタル製版の技術革新が急速に進んだことにより顧客からの要望が多様化しており、生産性を考慮し顧客仕様に沿った製品を提供することで海外を含めた販売チャネルの開拓に取り組んでまいりました。しかしながら、印刷業界を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、依然、設備投資の回復には至らず、受注が減少し、売上高も減少いたしました。

この結果、売上高323百万円（前年同期比18.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は296百万円でありました。その主なものは電子基板等事業におけるFPC試作加工において、生産効率を向上させるための機械装置の取得によるものと、基板検査機事業において、生産効率向上を目的とした新工場の建設によるものであります。

③ 資金調達の状況

子会社の株式会社ミラックにおいて、安定的な運用資金の調達を目的として、平成18年2月24日に第1回無担保社債100百万円を発行いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 43 期 (平成15年12月期)	第 44 期 (平成16年12月期)	第 45 期 (平成17年12月期)	第 46 期 (平成18年12月期)
売 上 高(千円)	5,086,795	6,002,752	5,979,631	6,316,727
経 常 利 益(千円)	1,017,426	1,399,174	1,057,162	1,007,427
当 期 純 利 益(千円)	294,237	784,103	539,547	571,304
1株当たり当期純利益 (円)	330.60	292.24	92.70	97.89
総 資 産(千円)	5,203,927	6,290,665	5,918,660	6,225,785
純 資 産(千円)	863,756	2,923,930	3,471,191	3,888,950

- (注) 1. 第46期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 第44期の総資産及び純資産の増加の要因については、主としてジャスダック上場に伴う公募増資資金によるものであります。
4. 平成16年4月19日付で普通株式1株を3株に分割しております。なお、第44期の1株当たり当期純利益は期首に当該株式分割が行われたものとして計算しております。
5. 平成17年11月10日付で普通株式1株を2株に分割しております。なお、第45期の1株当たり当期純利益は期首に当該株式分割が行われたものとして計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ミラック	20,000千円	100.0%	円筒鏡面研磨機の製造

(4) 対処すべき課題

FPCは、デジタル機器等の小型軽量化・薄型化ニーズと高機能化に対応した基板精度技術の進歩により、これまでリジッド板が採用されてきた機器・部位にリジッド板に代わり採用され、用途・需要ともに拡大傾向が続くものと考えております。

このような状況の中で、当社グループは、電子基板等事業・基板検査機事業を中心に、新技術の採用や新製品の投入をもって受注拡大を図り、安定した収益体制を構築する必要があります。そのために各事業分野において、具体的に次の課題に取り組んでまいります。

① 電子基板等事業

イ. 生産性向上

FPC試作の需要増加に対応できる生産体制を構築するために、レーザーダイレクトイメージング装置等の導入を行い、配線パターン設計図をフィルムを使用せずデータから直接基板に描画等することにより、生産能力の増強及び省力化に取り組んでまいります。

ロ. 量産仕様設計ノウハウの習得・蓄積

FPC試作の段階で、量産まで見据えた仕様設計を提案できる体制構築に今後も取り組んでまいります。特に、平成18年7月に施行されたRoHS指令（※）に対応する高い品質基準を維持できる体制を構築してまいります。

※ RoHS指令

電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する
欧州議会及び理事会指令。

ハ. バンプ治具の開発

FPCを利用した高精細対応のバンプ治具の開発に取り組んでまいります。

② 基板検査機事業

イ. 外観検査機の販売促進

新しい検査方法を用いた検査スピードアップと更なる不良検出の精度向上をアピールすることにより販売促進に取り組んでまいります。

ロ. 販路の拡大

電子基板メーカー等が海外進出に伴う積極的な設備投資を行っている状況下で、顧客ニーズに対応した新製品開発、保守サービス体制の充実を図るとともに、業務提携先である株式会社協栄システムとの連携も含め、新規市場開発に向けた営業を強化する体制を整備し、本格的な海外進出による販路拡大に取り組んでまいります。

ハ. 新製品開発

PDP以外のフラットパネルディスプレイ商品（LCD、有機EL等）向けの検査機開発を進め、本開発で獲得したファンクション検査技術を応用し、より充実した検査システムを提供することを課題として取り組んでまいります。また、各電子基板メーカーの強い要望である検査用治具のコスト削減に対応するために、安価な検査治具製作を柱とした検査システムの開発にも取り組んでまいります。

③ 鏡面研磨機事業

イ. 海外企業向け販売チャネルの開拓

海外企業向けの営業力強化を行うために、代理店等の販売チャネルの開拓を課題として取り組んでまいります。

ロ. 技術改良

ユーザーニーズを考慮した技術改良を課題として取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成18年12月20日現在）

当社グループは、電子基板、基板検査機、鏡面研磨機等の製造・販売を主たる業務としております。電子基板等事業については、F P Cの製造において、試作に特化しております。

事業の種類別セグメント別の主要製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
電子基板等事業	フレキシブルプリント配線板、エレクトロフォーミング加工品
基板検査機事業	プリント基板通電検査機、プリント基板機能検査機、 プリント基板外観検査機
鏡面研磨機事業	円筒鏡面研磨機

(6) 主要な営業所及び工場（平成18年12月20日現在）

本 社 工 場 和歌山県和歌山市
東 京 支 店 東京都千代田区
九 州 事 業 所 大分県国東市

(7) 使用人の状況（平成18年12月20日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子基板等事業	214名	(増) 7名
基板検査機事業	49名	(増) 16名
鏡面研磨機事業	13名	(増) 2名
全社（共通）	38名	(増) 2名
合 計	314名	(増) 27名

(注) 上記使用人数は、就業人員数（嘱託及び派遣社員を含む）を表示しており、
使用人兼務役員及びパートを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
301名	(増) 25名	36.7歳	8.5年

- (注) 1. 上記使用人数は、就業人員数（嘱託及び派遣社員を含む）を表示しており、
使用人兼務役員及びパートを含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は嘱託及び派遣社員を除いて算出しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成18年12月20日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社紀陽銀行	237,503千円
株式会社みずほ銀行	120,000千円
株式会社南都銀行	40,000千円
株式会社関西アーバン銀行	36,000千円
株式会社りそな銀行	15,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成18年12月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 23,280,000株
- ② 発行済株式の総数 5,843,400株
- ③ 株主数 1,507名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
細江美則	2,101,536株	35.9%

(注) 出資比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成18年12月20日現在）
 - 平成15年12月15日開催の臨時株主総会特別決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
300個（新株予約権1個につき300株）
 - ・新株予約権の目的である株式の数
90,000株
 - ・新株予約権の払込金額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 160,200円（1株当たり 534円）
 - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 267円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年12月16日から平成20年12月15日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ロ. その他の条件は新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	12個	3,600株	1名
監査役	3個	900株	1名

- ② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（平成18年12月20日現在）

地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	細江美則	
取締役	成瀬新一	電子部門統括、技術開発部長
取締役	森淳次	資材管理部長
取締役	川幡敏次	管理本部長兼経理部長
常勤監査役	松本聰	
監査役	山口修	山口修法律事務所所長
監査役	深津康之	公認会計士深津康之事務所所長

- (注) 1. 代表取締役社長細江美則は、子会社の株式会社ミラックの取締役を兼務しております。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 監査役山口修は、弁護士の資格を有しております。
4. 監査役深津康之は、公認会計士の資格を有しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	4名	46,386千円
監査役	3名	6,000千円
合 計	7名	52,386千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）30,240千円を含んでおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年3月18日開催の第43期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成11年2月17日開催の第38期定時株主総会において年額10百万円以内と決議いただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

- (注) 当社のすべての子会社についても新日本監査法人が会計監査人となっております。

連結貸借対照表

(平成18年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,122,822	流 動 負 債	1,734,278
現金及び預金	874,100	支払手形及び買掛金	588,119
受取手形及び売掛金	1,407,648	短期借入金	466,797
たな卸資産	690,005	未払法人税等	306,105
繰延税金資産	117,818	賞与引当金	21,055
その他	33,248	製品保証引当金	12,621
固 定 資 産	3,102,963	その他	339,581
有 形 固 定 資 産	1,985,027	固 定 負 債	602,556
建物及び構築物	724,152	社 債	100,000
機械装置及び運搬具	362,946	長期借入金	131,706
土地	864,343	長期未払金	169,301
その他	33,584	退職給付引当金	99,323
無 形 固 定 資 産	62,376	役員退職慰労引当金	102,226
投資その他の資産	1,055,559	負 債 合 計	2,336,835
投資有価証券	297,808	純 資 産 の 部	
長期性預金	300,000	株 主 資 本	3,873,646
保険積立金	319,974	資 本 金	791,492
繰延税金資産	67,941	資 本 剰 余 金	914,792
その他	78,934	利 益 剰 余 金	2,167,360
貸倒引当金	△9,099	評価・換算差額等	15,304
		その他有価証券評価差額金	15,304
資 産 合 計	6,225,785	純 資 産 合 計	3,888,950
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,225,785

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成17年12月21日から
平成18年12月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		6,316,727
売 上 原 価		4,218,315
売 上 総 利 益		2,098,411
販売費及び一般管理費		1,081,117
営 業 利 益		1,017,293
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4,253	
そ の 他	22,075	26,328
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,861	
そ の 他	19,333	36,195
経 常 利 益		1,007,427
特 別 利 益		
固定資産売却益	3,427	
投資有価証券売却益	23,747	
製品保証引当金戻入益	7,739	
貸倒引当金戻入益	417	35,332
特 別 損 失		
固定資産除却損	11,339	
投資有価証券評価損	5,268	
会員権売却損	2,884	19,492
税金等調整前当期純利益		1,023,266
法人税・住民税及び事業税	455,461	
法人税等調整額	△3,498	451,962
当 期 純 利 益		571,304

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成17年12月21日から
平成18年12月20日まで）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成17年12月20日残高	788,048	911,348	1,683,513	3,382,910	88,280	88,280	3,471,191
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	3,444	3,444		6,888			6,888
剰余金の配当			△87,457	△87,457			△87,457
当期純利益			571,304	571,304			571,304
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					△72,975	△72,975	△72,975
連結会計年度中の変動額合計	3,444	3,444	483,846	490,735	△72,975	△72,975	417,759
平成18年12月20日残高	791,492	914,792	2,167,360	3,873,646	15,304	15,304	3,888,950

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社ミラック

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

基板検査機・鏡面研磨機 個別法に基づく原価法によっております。

その他 総平均法に基づく原価法によっております。

原材料

総平均法に基づく原価法によっております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。
 - ロ. 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ 重要な繰延資産の処理方法
社債発行費 支出時に全額費用処理しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ハ. 製品保証引当金 販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。
 - ニ. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ホ. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末支給額を計上しております。
- ⑤ 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- (6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (7) 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

(8) 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、3,888,950千円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,725,406千円
(2) 受取手形割引高 173,008千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,830,500株	12,900株	一株	5,843,400株

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使により、12,900株の新株を発行したことによる増加分であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成18年3月16日開催の第45期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 87,457千円
- ・1株当たり配当金額 15円
- ・基準日 平成17年12月20日
- ・効力発生日 平成18年3月17日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
平成19年3月15日開催第46期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 87,651千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 平成18年12月20日
- ・効力発生日 平成19年3月16日

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 665円53銭
(2) 1株当たり当期純利益 97円89銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成18年12月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,855,219	流動負債	1,605,922
現金及び預金	706,654	支払手形	397,038
受取手形	368,082	買掛金	246,470
売掛金	1,039,566	短期借入金	185,001
製品	195,833	一年以内返済予定長期借入金	131,796
原材料	136,446	未払金	119,924
仕掛品	260,374	未払費用	122,517
前払費用	27,178	未払法人税等	305,925
繰延税金資産	117,818	未払消費税等	17,430
その他	3,263	預り金	45,709
固定資産	3,004,939	賞与引当金	20,000
有形固定資産	1,819,394	製品保証引当金	12,621
建物	647,082	その他	1,486
構築物	66,952	固定負債	494,858
機械及び装置	353,092	長期借入金	131,706
車両運搬具	1,734	長期未払金	169,301
工具器具備品	29,021	退職給付引当金	91,624
土地	718,748	役員退職慰労引当金	102,226
建設仮勘定	2,762	負債合計	2,100,780
無形固定資産	61,932	純資産の部	
ソフトウェア	60,567	株主資本	3,744,074
電話加入権	1,365	資本金	791,492
投資その他の資産	1,123,612	資本剰余金	914,792
投資有価証券	297,808	資本準備金	914,792
関係会社株式	112,813	利益剰余金	2,037,789
出資金	13,290	利益準備金	10,412
長期性預金	300,000	その他利益剰余金	2,027,376
保険積立金	285,735	繰越利益剰余金	2,027,376
破産更生債権等	9,099	評価・換算差額等	15,304
繰延税金資産	67,941	その他有価証券評価差額金	15,304
その他	46,023	純資産合計	3,759,379
貸倒引当金	△9,099	負債・純資産合計	5,860,159
資産合計	5,860,159		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成17年12月21日から
平成18年12月20日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		6,316,727
売 上 原 価		4,258,615
売 上 総 利 益		2,058,111
販売費及び一般管理費		992,694
営 業 利 益		1,065,417
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4,127	
そ の 他	23,715	27,842
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,907	
そ の 他	17,160	30,067
経 常 利 益		1,063,192
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,427	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	23,747	
製 品 保 証 引 当 金 戻 入 益	7,739	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	417	35,332
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,277	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,268	
会 員 権 売 却 損	2,884	19,431
税 引 前 当 期 純 利 益		1,079,093
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	455,286	
法 人 税 等 調 整 額	△12,162	443,123
当 期 純 利 益		635,969

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成17年12月21日から
平成18年12月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
平成17年12月20日残高	788,048	911,348	911,348	10,412	1,478,864	1,489,276	3,188,673	88,280	88,280	3,276,953
事業年度中の変動額										
新株の発行	3,444	3,444	3,444				6,888			6,888
剰余金の配当					△87,457	△87,457	△87,457			△87,457
当期純利益					635,969	635,969	635,969			635,969
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								△72,975	△72,975	△72,975
事業年度中の変動額合計	3,444	3,444	3,444	—	548,512	548,512	555,400	△72,975	△72,975	482,425
平成18年12月20日残高	791,492	914,792	914,792	10,412	2,027,376	2,037,789	3,744,074	15,304	15,304	3,759,379

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。

② その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法に基づく原価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 個別法に基づく原価法によっております。

基板検査機

総平均法に基づく原価法によっております。

その他

総平均法に基づく原価法によっております。

原材料

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金 販売済み製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(6) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成しております。

(7) 会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、3,759,379千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,631,388千円
- (2) 受取手形割引高 173,008千円
- (3) 関係会社に対する金銭債務
 - 短期金銭債務 66,189千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- 仕入高 301,383千円
- 営業取引以外の取引高 8,640千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	37,016千円
役員退職慰労引当金	41,299千円
貸倒引当金	713千円
未払事業税	22,279千円
賞与引当金	8,080千円
たな卸資産評価損	62,690千円
会員権評価損	1,454千円
投資有価証券評価損	3,523千円
未払社会保険料	11,625千円
製品保証引当金	5,098千円
その他	8,044千円
繰延税金資産小計	201,826千円
評価性引当額	5,691千円
繰延税金資産合計	196,134千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	10,374千円
繰延税金負債合計	10,374千円
繰延税金資産（負債）の純額	185,760千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	240,047千円	105,961千円	134,086千円
工具器具備品等	89,082千円	48,996千円	40,085千円
合計	329,129千円	154,958千円	174,171千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内 65,855千円

1年超 113,849千円

合計 179,704千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 60,049千円

減価償却費相当額 55,817千円

支払利息相当額 5,056千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 643円35銭

(2) 1株当たり当期純利益 108円97銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年1月31日

太洋工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公 認 会 計 士	川 島 育 也 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公 認 会 計 士	西 原 健 二 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太洋工業株式会社の平成17年12月21日から平成18年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年 1月31日

太洋工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 川 島 育 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 西 原 健 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋工業株式会社の平成17年12月21日から平成18年12月20日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成17年12月21日から平成18年12月20日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計審規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年2月5日

太洋工業株式会社 監査役会

常勤監査役 松本 聰 ㊟

監査役 山口 修 ㊟

監査役 深津 康之 ㊟

(注) 監査役全員は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は87,651,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年3月16日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更しようとするものであります。

① 整備法の規定に基づき定款の定めがあるとみなされた以下の事項に関し、所要の変更を行うものであります。

- ・取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の規定を新設。

(変更案第4条)

- ・株券を発行する旨の規定を新設。(変更案第7条)

- ・名義書換代理人から株主名簿管理人に名称を変更。(変更案第11条)

② 単元未満株主が行使する権利の範囲を相当なものとすべく、規定を新設するものであります。(変更案第10条)

③ インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第16条)

- ④ 議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、その員数を規定するものであります。(変更案第18条)
 - ⑤ 必要が生じた場合に取締役会の機動的な運営を図るため、会社法第370条の規定に従い、書面又は電磁的方法により取締役会の決議を行うことができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第25条)
 - ⑥ 監査役が職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定を新設し、更に社外監査役として有用な人材を招聘することができるよう、また、その職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第36条)
 - ⑦ その他、会社法に則した用語及び引用条文の変更等の条文の整理を行うものであります。
- (2) 迅速かつ効率的な情報開示に資するため、当社の公告を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告にて行う方法に変更するものであります。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものであります。(変更案第5条)
- (3) 事業環境の変化に即応し、迅速かつ柔軟に高度な経営戦略を決定できる業務執行体制を築くために執行役員制度の導入を平成19年1月17日に当社取締役会にて決議しておりますが、当社の経営機構改革を更に進め、効率的かつ実効性のある取締役会運営を行えるよう、取締役の員数の削減を行うものであります。(変更案第19条)
- (4) 取締役が職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定を新設し、更に社外取締役につき優秀な人材を招聘することができるよう、また、その職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外取締役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。(変更案第28条)
- なお、変更案第28条(取締役の責任免除)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 規定の新設及び削除に伴う条数の変更等を行うとともに、一部字句及び表現の整理等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
1. 【 条文省略 】	(1) 【現行どおり】
2. 【 条文省略 】	(2) 【現行どおり】
3. 【 条文省略 】	(3) 【現行どおり】
4. 【 条文省略 】	(4) 【現行どおり】
5. 【 条文省略 】	(5) 【現行どおり】
6. 【 条文省略 】	(6) 【現行どおり】
7. 【 条文省略 】	(7) 【現行どおり】
8. 【 条文省略 】	(8) 【現行どおり】
9. 【 条文省略 】	(9) 【現行どおり】
10. 【 条文省略 】	(10) 【現行どおり】
11. 【 条文省略 】	(11) 【現行どおり】
12. 【 条文省略 】	(12) 【現行どおり】
【 新 設 】	<u>(機関)</u>
	第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役の</u> <u>ほか、次の機関を置く。</u>
	(1) <u>取締役会</u>
	(2) <u>監査役</u>
	(3) <u>監査役会</u>
	(4) <u>会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に</u> <u>掲載する。</u>	第 5 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告と</u> <u>する。ただし、事故その他やむを</u> <u>得ない事由によって電子公告によ</u> <u>る公告をすることができない場合</u> <u>は、日本経済新聞に掲載して行</u> <u>う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 23,280,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項 第2号の規定に基づき、取締役会 の決議をもって自己株式を取得す ることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式数および単元未満株券の不 発行</u>)</p> <p>第 7 条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、100株 とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式に満たな い株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 23,280,000株とする。</p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行 する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の 規定に基づき、取締役会の決議に よって市場取引等により自己の株 式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 9 条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とす る。</p> <p>② 当社は、<u>第7条の規定にかかわ らず、単元未満株式に係る株券を 発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出等の手続きおよび手数料は、取締役会<u>の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第10条 当会社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>【 新 設 】</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式、新株予約権等に関する手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>【 削 除 】</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年3月20日までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月20日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 【 条文省略 】</p> <p>【 新 設 】</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 【 現行どおり 】</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数によってこれを決する。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第15条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">【 削 除 】</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の残任期間と同一</u>とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選任</u>する。</p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役の中から</u>取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じて会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第20条 【条文省略】</p> <p>② 【条文省略】</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(取締役会の決議)</u></p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によつて、代表取締役を<u>選定</u>する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、</u>取締役社長1名を<u>選定</u>し、<u>また必要に応じて取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を</u><u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 【現行どおり】</p> <p>② 【現行どおり】</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>【 削 除 】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>② <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当会社は、決議に加わることのできる取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">【 削 除 】</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 【 条 文 省 略 】</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第26条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 【 現 行 ど お り 】</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役は<u>互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p>第30条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第31条 監査役会の議事録は、<u>議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>② 監査役会の議事録は、<u>決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、<u>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>【 削 除 】</p> <p>【 削 除 】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)</p> <p>第33条 当会社の営業年度は、毎年12月21日から翌年12月20日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当会社の事業年度は、毎年12月21日から翌年12月20日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第34条 当会社の利益配当金は、毎決算期旦の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第35条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配、(以下中間配当金という)をなすことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第36条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(期末配当)</p> <p>第38条 当会社は、<u>定時株主総会の決議によって、毎年12月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、毎年6月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(期末配当等の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>期末配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役森淳次氏が辞任されます。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名を増員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	坂田吉啓 (昭和36年12月3日生)	昭和60年3月 当社入社 平成16年3月 当社電子部品部長 (現任)	2,800株
2	堀井健司 (昭和36年12月17日生)	昭和59年3月 当社入社 平成16年3月 当社電子工場長 (現任)	17,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役松本聰及び山口修の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	松本 聰 (昭和15年8月10日生)	昭和38年3月 株式会社紀陽銀行入行 平成2年6月 同行事務管理部長 平成3年10月 同行システム部長 平成7年6月 ケイ・アンド・ユー・ソフトウェア株式会社 (現紀陽情報システム株式会社) 代表取締役 平成10年6月 紀陽ソフトウェアサービス株式会社 (現紀陽情報システム株式会社) 代表取締役 平成15年3月 当社常勤監査役 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
2	山口 修 (昭和23年11月20日生)	昭和47年4月 和歌山県庁入庁 昭和52年4月 判事補任官 昭和57年11月 和歌山弁護士会登録 (現任) 昭和58年9月 山口修法律事務所開設 所長 就任 (現任) 平成15年3月 当社監査役 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者全員は、社外監査役候補者であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役森淳次氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することにつきご承認をお願いするものであります。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
森 淳 次	平成12年4月 当社取締役 (現任)

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬限度額は、平成11年2月17日開催の第38期定時株主総会において、年額100万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬限度額を年額300万円以内と改定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、現在の監査役は3名であり、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査役は引き続き3名となります。

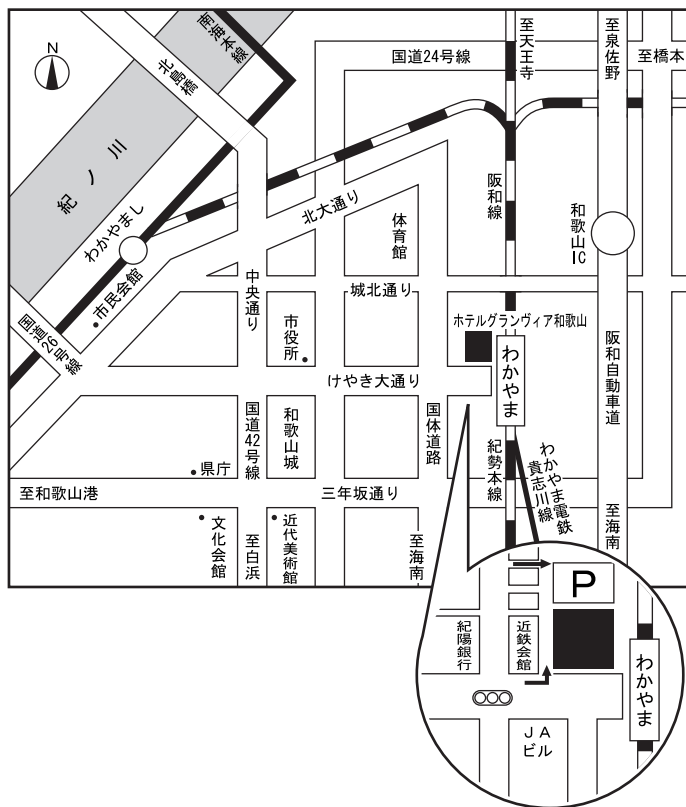
以 上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ル・グラン
TEL 073-425-3333 (代表)



- 交通 ○JR「和歌山駅」より徒歩1分
○南海「和歌山市駅」より車で約15分
○「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス (空港⇄和歌山駅)